

岩手県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨藤沢町長から届出があった。

平成20年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

東磐井郡藤沢町徳田字車田に編入する区域

東磐井郡藤沢町徳田字山口62の2、62の3、71及び72、73の2、76、77の4に隣接する道路である公有地の一部並びに73の3の地先の道路である公有地の全部

備考 関係図面は、藤沢町役場に備えておいて縦覧に供する。